

公認サークルにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

学生支援委員会
学務課学生支援係

1. ガイドラインの適用範囲

「公認サークルにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、公認サークルに係る活動及びイベントを対象とする。

2. ガイドライン適用基準および活動中止判断基準

「公認サークル活動判断基準（別紙）」により、以下の状況となったとき、学生支援委員会の承認を経て、学生支援係が活動の中止および停止、再開を判断・決定する。

<活動中止・停止の判断>

- ・まん延防止措置、医療警報が発出されたとき
- ・本学構成員に集団発生の兆候(※)があるとき
※陽性者及び濃厚接触者が合計5人以上となったとき
- ・活動内で感染者・濃厚接触者が確認されたとき

<活動再開の判断>

- ・最後の感染者発生から5日経過したとき

3. 公認サークルの定義

- ・5人以上のメンバー及び1人以上の顧問（教職員）で構成し、活動内容・場所・計画書を添え、学生支援係へ申請（感染拡大防止計画書も添付）・認定された団体
- ・入学当初に加入する学研災学研賠により、活動中の事故が保障される
- ・後援会より、活動にあたっての各種費用補助が受けることができる
（例：市営施設の利用料、遠征費、物品購入費等）
- ・授業に支障のない範囲で、学内施設を利用できる

4. 活動の条件

1. 感染拡大防止（追加）計画書を作成し、許可を受けること
2. 許可された活動の範囲内で活動すること
3. 集団感染の兆候がある場合は速やかに、学生支援係へ報告すること
4. 学内施設の利用後は、責任をもって原状復帰すること

5. 本部会議への報告

活動レベルを変更した際には、直近の新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて報告するものとする。